

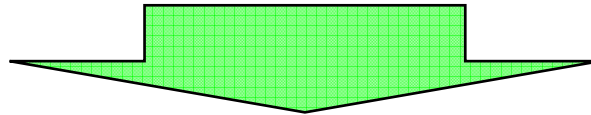
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

<現行制度>

銀行等保有株式取得機構(平成14年1月設立)による銀行保有株式等(注)の
買取期限は、平成24年3月末

(注)買取対象

- ・銀行等の保有する株式、優先株式・優先出資、ETF、J-REIT
- ・持合事業法人の保有する銀行株、優先株式・優先出資



- 東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、スパイラル的に悪化することを防ぐための株式処分の受け皿・セーフティネットとしての役割は引き続き重要。
 - バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高い。
- ⇒ 内外の経済・金融資本市場を取り巻く状況等に鑑み、株式等の買取期限を5年間延長